

公布された規則のあらまし

佐賀県財務規則の一部を改正する規則（規則第 37 号）

- 1 佐賀県教育庁組織規則が改正されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 この規則は、平成 28 年 10 月 5 日から施行することとした。